

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録 (5)			
日 時	令和2年10月 1日 (木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時18分
場 所	第2委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、小貫副委員長、横尾・面野・丸山・秋元・高木・須貝・佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、小林・林下両監査委員、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、監査委員事務局長ほか関係理事者 (保健所長、医療業務担当部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、須貝委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、高橋龍委員が佐々木委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

共産党。

○丸山委員

◎水泳プールについて

まず、水泳プールについてお聞きします。

市営水泳プールと小学校のプール事業等についてですけれども、市内に小学校が18校あるうち、校内にプール施設がある学校についてお答えください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校にプール施設があります小学校ですが、高島小学校、幸小学校、桂岡小学校の3校でございます。

○丸山委員

令和元年度のプール授業の実施回数を一覧にしてもらいました。全体的に少ないのですけれども、プールがない学校では、全学年で年間1回あるいは2回というところで、高島小学校と幸小学校については、これが年間各学年で3回やっている。桂岡小学校については5回やっているということで、校内にプール施設があるほうがプール授業がやりやすいのかというふうにも思っていますけれども、どのようにお考えか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

丸山委員のおっしゃいますとおり、学校に施設があることで、移動に要する時間が省けることから、実際に水に入る授業をやりやすい環境にあるというふうに考えております。

○丸山委員

移動と、プールに入ることでの着替えなどの時間が取られるということで、校内にプール施設があるとプール授業もやりやすいのかと思います。

それで、決算年度の教育委員会の事務の点検及び評価報告書ですが、「生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興」のページに、様々な取組がされていますが、2015年度から2019年度のデータが載っています。この中で、小・中学校屋内体育館の開放事業の利用者数、それから小学校温水プール開放事業の利用者数、小・中学校プールの開放事業の利用者数はいずれも減少していますけれども、2015年度と2019年度を比較して、利用者数とそれぞれの減少の割合をお答えください。

○（教育）生涯スポーツ課長

まず、小・中学校屋内体育館の開放事業の利用人数でございますが、2015年度が4万8,081人、2016年度が5万609人、2017年度が5万1,303人、2018年度が3万9,819人、2019年度が3万9,584名、いずれも延べ人数でございます。5年間の減少率といたしましては17.7%でございます。

次に、小学校温水プールの開放事業の利用者数でございます。これは高島小学校温水プールの利用者数でございます。2015年度が2万2,061人、2016年度が1万8,063人、2017年度が2万380人、2018年度が1万6,056人、2019年

度が1万5,146人でございます。5年間の減少率といたしましては31.3%でございます。

最後に、小・中学校プールの開放事業の参加者数でございます。これは夏季休業の学校プール開放の人数でございます。2015年度が1,631人、2016年度が1,043人、2017年度が1,041人、2018年度が1,033人、2019年度が715人、5年間の減少率が56.2%というふうになってございます。

○丸山委員

いずれも減っています。人口減少もありますので、いろいろな要素はあると思うのですが、ただ、夏季休業の7日間学校プールを開放しているということで、減少率がマイナス56%ということでしたので、この数字は大変残念だと思っています。子供たちの水泳離れというか、プール離れというのが進んでいるのではないかと。小樽は海と山があるというのが特徴的なまちですので、これはかなり寂しい結果ではないかと思うのです。

この資料の36ページに、学識経験者の方から「生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興」についての御意見をいただいております。この中の2段落目を読み上げていただいて、それに対する市教育委員会の見解をお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

それでは、読み上げさせていただきます。

「小樽市のスポーツ施設に現在一番欠けているものは市民プールである。高島小学校プールで代替しているが、年間利用者が15,000人程度であるのに対し、同規模の自治体である北見市の市民プール利用者は10万人をはるかに超えている。やはり正式な市民プールでなければ、市民のニーズに応え切れない。この事実を鑑みても、新市民プールの整備が焦眉の急であるといえよう。」

以上でございます。

これに対する私どもの見解でございますが、北見市民温水プールにつきましては、トレーニング室やコミュニティー室を備えた施設ということで、プール単独の利用者数の詳細な数字までは私どもは持ち合わせてございませんが、学識経験者の御意見にありますとおり、市教育委員会としましては、本市におけるスポーツ振興の観点から、新・市民プールの整備が必要と考えているところでございます。

○丸山委員

同規模の自治体ということで、北見市の例を挙げて言及されております。設備の整備によって市民の利用が進むということで、小樽市でも市営プールの整備が急がれるというふうに思います。

◎空き家対策について

次に、空き家対策についてお聞きします。

小樽市特定空家等住宅除却費助成制度について、概要をお答えください。

○（建設）木村主幹

助成制度の概要につきましては、市内にある危険な空き家を解体する場合にかかる費用の一部を助成する制度でございます。対象となる空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等と同等の状態にある一戸建ての住宅または長屋で、助成金額は除却工事費の3分の1、限度額は30万円でございます。

○丸山委員

助成金の対象件数と交付申請件数を開始年度から、今年度は現在までの件数でお答えください。

○（建設）木村主幹

助成制度の開始が平成30年度でありますので、30年度からの状況でお答えさせていただきます。30年度は、助成金の対象となった空き家の件数は13件、実際に交付申請のあった件数は10件、令和元年度は、対象件数10件、申請件数も同じく10件、2年度は9月24日現在ということでお答えさせていただきますが、対象件数は9件、申請件数も同じく9件でございます。

○丸山委員

先ほどの説明ですと、1件最大で30万円の助成ということで、年間10件助成している。予算も300万円取られているのですけれども、これが最大限利用されているという状況の中で、対象数というか、予算を増やす必要があるのではないかと思いますので、お考えを聞かせてください。

○（建設）木村主幹

助成制度を開始した平成30年度からこれまでの3年間で、予算額を超えたことにより助成を受けられなかった方がいらっしゃるということから、現時点では対象数を増やすことは考えてございません。

○丸山委員

それについては今後も注視していきたいと思います。

空き家については、解体するばかりではなくて活用する方向での取組もされていると思うのですけれども、その中で、空き家・空き地バンク制度というのがあります。こちらの登録状況について、直近の3年間でお答えください。

○（建設）木村主幹

平成30年度ゼロ件、令和元年度ゼロ件、2年度、現在までで1件であり、登録数は非常に少ない状況となっております。

○丸山委員

小樽市空き家等対策計画によると、空き家・空き地バンクへの登録件数の成果指標というのが出されていて、5年間の計画のうち、1年当たり20件、合計で100件という数字が出ていますけれども、今お答えいただいたとおり、空き家・空き地バンクの登録が少ないということで、どんなことが課題とお考えでしょうか。

○（建設）木村主幹

空き家・空き地バンクの登録を行う場合には、個人売買によるトラブル防止の観点から、本市では不動産業者に仲介していただくこととしておりますが、登録を希望する物件の多くは生活や交通の利便性があまりよくない老朽化した物件が多く、不動産会社の協力が得られず、登録に至らないことが課題であると考えてございます。このため、空き家・空き地バンク制度に加え、新たな利活用の取組として、今年度、空き家利活用推進事業を行う予定であり、この事業は、市内にある良好な空き家の所有者等に対しまして市から利活用の意向確認を行い、所有者等の同意が得られた場合は当該所有者等の情報を不動産業者の方に提供するものであり、これにより空き家の市場流通の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

○丸山委員

昨日も松田委員が質問されていましたが空き家対策については、市民の関心も高まっているということで、推進をお願いしたいと思います。

◎移住促進事業について

次に、移住促進事業についてお聞きします。

2015年度から5年分の移住相談件数と、主な相談内容についてお答えください。

○（総務）企画政策室木島主幹

2015年度から2019年度の相談件数ということでございますけれども、まず、企画政策室に移住ワンストップ窓口という名称で置かせていただいておりますので、そこでお受けした件数と、あと東京圏で移住フェアに出展しておりますので、そこで受けた相談の件数を合わせてお伝えします。平成27年度が104件、28年度が78件、29年度が70件、30年度が88件、令和元年度が114件の合計454件になってございます。

主な御相談の内容ですけれども、当然、移住ということですので、住むところ、仕事の関係ということがございますので、住居の関係ですとか、あと住環境、小樽市はどういうところがベストか、そういった御相談が多いように

なっているところでございます。

○丸山委員

2019年度の決算額が125万8,000円で、前年度の83万円から増額になっているのですけれども、この要因は何でしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

平成30年度のときには移住のパンフレットを作らせていただいております、それは令和元年度については作っておりませんので、比較しまして、まずそこで40万円落ちているというところがございます。

それと、移住体験ツアーというのをやっているのですけれども、元年度は、移住体験ツアーを国の交付金を活用した委託事業として行っておりますので、こちらで80万円の増額になっているというのが主なところになってございます。

○丸山委員

移住体験ツアーの費用に使っていると。

前年度のパンフレットについては、決算年度は作っていないということだったのですけれども、どのように活用されているのか、在庫などについてもお示してください。

○（総務）企画政策室木島主幹

まず、このパンフレットですけれども、東京事務所ですとか、市内でいいますと観光物産プラザに置かせていただいているのと、あと、東京にふるさと回帰支援センターなど移住関係の施設がございますので、そういったところに配架して、訪れた方にお持ちいただいているというところがございます。

それと、先ほど移住フェアのお話をさせていただきましたけれども、当然そういうところに行ったときに配布するですとか、あと小樽は物産展を各地で開いておりますので、そういうところに置かせていただいているほか、電話等でお問合せいただいて、いろいろな資料をお送りする場合がございますので、そういった方々についてもお送りするようになってございます。

パンフレットですけれども、平成30年度に2,000部作っております、直近ですと750部ほど残っている状態になります。

○丸山委員

いろいろなところで活用されているということで、昨年の決算特別委員会でも高野委員から質問されておりました。ハローワークやシルバー人材センターの案内も載せたらどうかとお聞きしていて、検討しますということでしたけれども、今回パンフレットを見せていただいて、移住してきた方の声は当然載せている。移住後に起業されている、市内でお店をしているとか飲食店をしているという方の体験談が載っているのが特徴的かというふうにも私は思いました。

相談の内容で、働く場所についても相談件数があるということで、高野委員が質問したようなハローワークですとか、そういったところの情報もやはり載せたらどうかと思うのですけれども、お考えを聞いてもよろしいですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今後につきましても、パンフレットは当然なくなれば次を作るということがございますので、そういったときには、ハローワークに限らず、どういった内容がいいのかというのは検討させていただいて、よりよいものを作っていければとは考えております。

○丸山委員

2019年度に移住・起業希望者の体験ツアーを行ったということで、参加人数をお示してください。

○（総務）企画政策室木島主幹

昨年度の体験ツアーにつきましても、単なる移住を希望されている方と、移住して起業される方ということで、

2パターンのツアーを行っておりまして、移住を希望する方は3名、移住して起業されるということで申込みいただいた方が8名、合計11名となっております。

○丸山委員

移住して起業されるという方の参加が多いということで、そういったところに興味がある方がたくさんいるのだなということです。

ただ、住む場所についても大きな関心事だと思います。先ほどの空き家・空き地バンクの登録は今のところ芳しくないのですが、今後の対応についても様々に工夫していくという答弁がありましたけれども、移住促進担当としても、空き家・空き地バンクの活用についても促進していったらいいのではないかと思いますので、この辺りのお考えをお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

空き家・空き地バンクに限らず、空き家担当の部署とはこれまでも相談事があったときには連携を取って、いろいろと相談者からのお尋ねですとか、そういったところに対応してきているところでございますので、今後につきましても当然連携を取りながらやっていきたいと考えております。

○小貫委員

◎簡易水道事業について

まず、簡易水道事業についてお伺いいたします。

簡易水道事業の赤字の原因は、責任は北海道にあるというのは、私たちは前々から言っていますけれども、北海道との交渉は昨年度でどうだったのかお答えください。

○（総務）企画政策室高山主幹

昨年度の道との交渉ですけれども、昨年度は4月と8月に、まず、北海道と担当レベルでの協議をいたしまして、9月には第2期創設事業の補助金の件もございましたので、副市長が直接北海道を訪問して要請を行ったところでございます。

○小貫委員

北海道からは、どんな返事があったのですか。

○（総務）企画政策室高山主幹

そのときの要請では、当然こちらは赤字で困っている部分がありますので、何とか料金収入の不足分を補填してくださいというようなことを、例年と同じようなことを中心に要請いたしました。

北海道のそのときの返事としましては、市町村が行う事業の収支不足に対しては、他の自治体でも同様のケースがあるけれども、北海道が直接補填することは難しいという話でございました。したがって、地下水からの切替えの要請を企業にしていくですとか、利用転換、立地企業を増やして上水道の利用を増やしていくことが大切だと。それに向けて、北海道としても企業誘致活動に力を入れていきたいというような回答でございました。

○小貫委員

もう一つが、地下水利用組合とのいろいろな関係があるのですけれども、それは今どうなっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

地下水利用組合との関係といいますか、その辺は平成29年度から続けておりますが、昨年度も北海道の企業訪問に同行いたしまして、地下水を利用している組合企業の方々に直接お話を伺いました。会社でふだん水をどういった使い方をしているかですとか、今後、地下水から上水道への切替えについての見込み、その辺をお伺いして情報収集に努めているところでございます。

○小貫委員

先ほど北海道から企業誘致の関係で支援するみたいなことがあったというのですけれども、簡易水道に接続する企業というのが、北海道のおかげで増えたということは昨年度あったのでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

今のお尋ねですけれども、直接、北海道のおかげで増えたということはないと思っております。

○小貫委員

小樽市が頑張っているのだということだと思っておりますけれども、一般会計から簡易水道事業会計に繰り入れた額というのは幾らになるのでしょうか。

○（水道）総務課長

一般会計から簡易水道事業会計へ繰り入れた金額についてですが、令和元年度決算では9,860万1,201円、うち収支不足としての基準外繰入れは437万3,856円でございます。

○小貫委員

今、基準外が437万円とかという話でしたけれども、基準内というのは幾らなのか。

○（水道）総務課長

基準内の繰入れといたしましては9,422万7,345円になります。

○小貫委員

◎病院事業における消費税の影響について

消費税の影響についてお伺いいたします。

特別会計と企業会計でそれぞれ徴収した消費税の額について、平成25年度、30年度、令和元年度で示してください。

○（総務）総務課長

消費税の額ですけれども、まず特別会計ですが、平成25年度が1,840万6,946円、30年度が3,060万5,838円、令和元年度が3,206万3,039円となっております。

それから、企業会計につきましては、平成25年度が合わせまして2億5,083万9,593円、30年度が3億7,956万6,596円、令和元年度が4億768万7,985円となっております。

○小貫委員

6年前ぐらいと比べると、二つ合わせると1億7,000万円ぐらいのお金を市民から奪い取っているということですが、病院事業会計についてお聞きしますけれども、控除対象外消費税、いわゆる損税についてですが、同じく平成25年度、30年度、令和元年度で示してください。

○（病院）経営企画課長

病院事業会計における控除対象外消費税につきましては、平成25年度は1億8,211万1,545円、30年度は3億3,189万9,886円、令和元年度は3億8,991万8,523円です。

○小貫委員

控除対象外の消費税と診療報酬との関係について説明してください。

○（病院）経営企画課長

診療報酬との関係につきましては、消費税法上、診療収入は非課税収入というふうにされていることから、消費税影響分は診療報酬の上乗せ措置があるというような形になっております。

○小貫委員

それで、上乗せ措置の部分が十分かということをお聞きしたいのですけれども、平成26年度から30年度で仕入れにかかった消費税を今の診療報酬で転嫁し切れなかった金額は幾らになるのでしょうか。

○(病院) 経営企画課長

診療報酬に係る消費税につきましては、診療報酬算定の内数となっておりますので、実額の算出はできませんけれども、当院が一定程度負担する形になっている状況であるというふうな認識を持っております。

○小貫委員

その一定程度というのは、大きいのか、小さいのか、どちらでしょうか。

○(病院) 経営企画課長

診療報酬算定の内数が示されてございませんので、なかなかそこを表現するのは難しい状況というふうになっております。

○小貫委員

今、過去の話を書き聞きましたが、令和元年度に絞ってもその辺は示すことができないのでしょうか。

○(病院) 経営企画課長

令和元年度におきましても、やはり同様の状況でございますので、算出はできておりません。

○小貫委員

しかし、今言ってもらったように、消費税が10%になって半年分ですけれども、それで約3億8,000万円の控除できない金額があるということですが、これは根本的に、医療機関にゼロ税率というのを適用して負担解消を図ることが必要だと考えているのですけれども、これについて自治体病院としてはどう考えるのでしょうか。

○(病院) 経営企画課長

病院事業に係る消費税の取扱いにつきましては、これまでも全国自治体病院協議会等を通じまして、病院の負担とならないように要請してきているところでございます。今後につきましても、消費税の取扱いも含めまして、診療報酬の適正化などにつきましても機会あるごとに要請していきたいというふうに考えております。

○小貫委員

診療報酬によってということですが、診療報酬にかかると、それは100%ではなくても患者が負担するという話になるということによろしいのですよね。

○(病院) 事務部長

ただいま消費税と診療報酬のことでお尋ねがございましたけれども、あくまでも自治体病院で求めておりますのは、診療報酬で行いますと、各病院の規模ですとか体系で、消費税の補填をしているといってもそれにばらつきがある、そういうことが非常に問題になっているところでございます。

そうしたことから、自治体病院の考え方といたしましては、患者に診療報酬の部分を上乗せするというのではなくて、病院の種別ごとに補填率が100%になるように診療報酬内で何かしらのばらつきを調整する仕組みを求めているところでございます。

○小貫委員

今の病院の消費税の影響ですが、次にこのことについて監査委員にお聞きしますけれども、まず、監査委員事務局にお聞きします。

平成24年度の各企業会計決算審査意見書は持っていますか。

○監査委員事務局次長

申し訳ございません。今、手元には持っておりません。

○小貫委員

手元にないということで、平成24年度、いわゆる増税前の審査意見書ですが、「全国的な医師不足や消費税率引上げに伴う医療機関の税負担の増加、さらには民間医療機関の移転新築など、依然として厳しく先行きの見通しも困難な状況にあると認識しております」というふうに監査委員が当時、書いているわけですが、昨年度の審

査意見書では消費税のことにについてどのように記述されているのでしょうか。

○監査委員事務局次長

今回提出しました各企業会計決算審査意見書の意見の部分については、消費税の増額等については触れておりません。

○小貫委員

そこで、小樽市立病院の新築のときから議員であった林下監査委員にお聞きしたいのですけれども、今消費税の引上げを議論していましたが、経営に影響を及ぼしているというふうには考えないのでしょうか。

○小林監査委員

私から回答させていただきます。

まず、意見書にも書いておりますけれども、私どもの監査の仕事というのは、審査におきまして、病院事業会計については、決算書など消費税に関する書類などの関係書類について、関係法令との適合性、件数の正確性、確認を行いまして、検証した結果を述べております。

それで、消費税の増税の影響がどの程度あるかないかという話については、実際に今回の増税によって影響した金額というのは確認されておられませんけれども、ある程度の負担が影響されているというものは認識しております。

○小貫委員

◎住宅事業特別会計について

住宅事業特別会計に移ります。

駐車場料金の引上げが行われましたけれども、これも今の議論にありましたが、消費税増税の影響ということでよろしいのでしょうか。結果ということで。

○（建設）大門主幹

今お話がありましたとおり、消費税率がアップしたということでございまして、昨年10月から駐車場の料金を月額3,120円から3,180円に改定しているところでございます。

○小貫委員

収支改善プランで、住宅事業特別会計についても一般会計への移行ということが課題になっておりますけれども、令和元年度でどのような議論が行われたのでしょうか。

○（建設）大門主幹

住宅事業特別会計と一般会計についての議論の関係でございます。主に議論している内容ということでございますと、住宅事業は昭和59年度から、特別会計を設置しているところでございますけれども、そのときにどういう経緯で特別会計を設置したのか、それから、道内の主要市においては、住宅事業特別会計にしているのか否か、あと駐車場の使用料、消費税が平成9年度から賦課されるようになりまして、何回か料金改定などを行っているのですが、その経緯などというものを調べてきているところでございます。

そういう調べた結果を基にしまして、現在、建設部内で一般会計への移行については議論しているという状況でございまして、さらに今後、部内の議論を経て庁内の議論を進めていって、これにつきましても適切な取扱いというのを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○小貫委員

今、長くてよく分からなかったけれども、まだ議論の途中だということでよろしいのだと思います。

◎新幹線トンネルの要対策土の受入れについて

新幹線も質問を絞りますけれども、昨年度、候補地として新たに調査を開始した土地というのはどのくらいで、どういうところですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

令和元年度でございますけれども、要対策土の受入れ地として事前調査を実施したというところにつきましては、塩谷4丁目の市有地の1か所でございます。

○小貫委員

市の土地を要対策土の受入れ候補地として提供し出したというのが昨年度ですけれども、要対策土の新たな受入れ地というのは昨年度は確保できたのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

新たな受入れ地の確保はできてございません。

○小貫委員

けれども工事は続いているということで確認をいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○高木委員

私からは一つだけ質問させていただきます。

◎市営住宅の修繕について

市営住宅についてですけれども、劣化状況調査で評価をしていると思います。その中でクラック等が及んでいる建物に関して、大規模改修工事ではなく、小規模の補修事業は行っているのでしょうか。

また、令和元年度の市営住宅施設整備費の修繕等の工事はどのようなものを行って、費用はどれぐらいかかっているのか、お聞かせください。

○(建設)大門主幹

質問の内容は2点かと思います。

まず1点目、クラックなどのある建物についての大規模な改修ではなくて、小規模な修繕を行っているかという点でございますけれども、こちらにつきましては、市営住宅の指定管理者が定期的な見回り等を行っている中で見つけた場合とか、あと、入居者から修繕が必要なものについてこちらに通報、連絡等がありましたときに、内容を確認しまして即時対応するというところで行っているところでございます。

次に、令和元年度の市営住宅施設整備費の中での修繕と工事の関係で、どのようなことをやっているかというお話と費用のことだと思います。まず修繕から、どういう内容でどういう金額、あと工事も同じように、少し長くなりますけれども説明したいと思います。

まず修繕ですが、令和元年度でいいますと、トータル金額で4,875万4,896円実施しておりまして、内容としましては、内部修繕ということで、床、壁、天井などの修繕でございます。それから、建具の修繕、窓枠とか玄関の扉です。水道設備の関連の修繕、排水設備の関連の修繕、電気系統の修繕、あとガス設備、風呂釜等の修繕、道路・側溝修繕、自転車置場の修理、換気口等の修繕、屋根、煙突の修繕、便槽の修繕となっております。そのほかにその他の修繕という項目があるところでございます。また、共同施設の修繕ということで、フェンスの修繕、テレビ共聴施設の修繕、そういうものを修繕としてやっているところでございます。

次に工事の関係ですが、一般的には修繕よりも大規模なもの、一般的には50万円以上かかるようなものというこ

とですけれども、そういうものにつきましては、トータルの工事請負費の金額としましては、令和元年度は4,115万5,140円で、その工事の内容としましては、火災警報器の取替え工事、テレビ共同受信設備の改修工事、街路灯設備の改修工事、給水ポンプの取替え工事、給湯器の取替え工事、それから、畳替えですけれども内部等の改修の工事、風呂釜の取替え工事、以上のような修繕と工事を実施しているところでございます。

○高木委員

今、答弁いただきましたが、その内訳の中には外構の工事費、内容が含まれていないのかとは思っていますけれども、その他の費用に若干入っているのか分かりませんが、そこは調べていただいて、何を言いたいかというところ、クラック、ひび割れも多分レベル、ランクがあると思うのです。私の会社は賃貸ですけれども、1回クラックが入ったときに落ちそうだという危機的状況がありまして、落ちたのです。市役所の職員の皆さんも通るので人に落ちたら危ないということで、夜に落ちたのですけれども、今の市役所の本庁の窓の下のクラックぐらいだとまだいいのですが、どんどん隙間が空くと、冬に凍って開いて凍って開いてという中で、表は開いているけれども裏も浮いてくるのです。そういうものもあるので、子供から高齢者まで生活している市営住宅なので、ぜひ安全面に配慮しながら維持をしてほしいと思います。工事費が出なかったら、安全対策をしながら、ガードで囲うだとか、そういうもので配慮して修繕につなげていってほしいと思います。

○須貝委員

◎水道事業について

最初に、昨日の積み残しということで、水道事業に関して1点だけお聞きしたいと考えております。

利用者である市民とのコミュニケーションということで、水道局としてPR事業というのは行っているのかどうか、お答えください。

○（水道）総務課長

PR事業についてでございますが、昨年度につきましては、令和元年8月4日曜日に、ウイングベイ小樽におきまして、水道局サマーフェスティバル2019と題し、子供とその親を対象に、上下水道事業に対する理解を深めていただくためのイベントを実施いたしました。当日は、職業体験のほか、水道管を使った工作の製作体験、またクイズやパネル展などを行い、延べ1,429人の方々に御参加をいただきました。

また、水道局広報「水おたる」につきましては、平成30年度から発行回数を年2回から3回に増やし、紙面による広報活動の充実も図っているところでございます。

○須貝委員

ウイングベイ小樽で子供とその親ということで、非常にいい試みだと思うのですが、どうしても少し子供寄りの内容だったように拝見しました。

それで、昨日からの議論ではないのですが、やはり市民の方へ、水質の確保のためとか、料金に関する事、ほかと比べて高いのかどうかとか、寒冷地ゆえのメンテナンス費用の高さとか、小樽ゆえの傾斜地の多さによる料金への跳ね返りなど、こういったところもぜひPRしていただく、広報していただく必要があるのではないのかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

イベントの大人に対するPRということについてでございますが、委員の御指摘のとおり、将来に向けた財政状況、あるいは地域の特長性について御理解をいただくということは、私どもも将来にわたり上下水道のサービスを持続していくためには重要なことと思いますので、今後、イベント等を実施する際の御参考とさせていただきますと思います。

○須貝委員

もう一つ疑問がありまして、それはウイングベイ小樽で実施していただいたということです。よくよく考えてみますと、ウイングベイ小樽は確かに小樽市民が最も多くの方が集まる場所ではあるのですが、この1か所でよかったのか、長崎屋ももしかしたら適地ではなかったのか、あえて言えば、私は、銭函地区の方とか、それから張碓地区の方が小樽側に戻って買物をするという機会はあまり多くないだろうということを考えると、銭函地区の市民の方、それから、張碓地区の市民の方向けにはどこか違うところがあるのではないかと、そういった方々にも広報していく必要があるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

銭函方面の方々に対するPRということについてでございますが、当日のイベントの案内につきましては、市内の小学校全校の全児童4,300人に対しまして事前配布をしたというところで、参加を呼びかけたところでございます。

また、今の御指摘のとおり、地域性という部分はあるかと思うのですが、銭函方面の方々に限らず、イベントに参加できない、あるいはしづらい方はいらっしゃると思いますので、今後、出前講座に当たりますまち育てふれあいトークなどの活用も含め、効果的な広報活動に努めてまいりたいと考えております。

○須貝委員

◎港湾整備事業特別会計について

それでは、港湾整備事業特別会計についてお聞きします。

昨年の決算特別委員会でも、ガントリークレーンの賠償金問題に絡めて組織の管理等について質問させていただきました。本年も、決算認定に当たって幾つか確認させていただきたいと思います。

まず、歳入に関してですが、この使用料の内訳をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

港湾整備事業特別会計の歳入ということで、港湾整備事業使用料ということになりますが、1,000円単位で説明させていただきます。

予算現額につきましては3億5,440万1,000円、収入済額につきましては3億4,234万3,000円、不納欠損額が194万6,000円、収入未済額が260万7,000円となっております。

○須貝委員

収入済額との乖離1,205万7,000円とありますけれども、これの内訳と、それから生じた要因をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

1,205万7,000円の乖離があったものの要因といたしましては、内訳として大きいものといたしましては、港湾施設用地使用料のマイナス1,092万1,000円、上屋使用料のマイナス339万8,000円となっております。

このような乖離が生じた要因につきましては、先ほど説明しあげたものになるのですが、不納欠損額が194万6,000円ありまして、収入未済額も260万7,000円ございました。不納欠損につきましては、倒産により収入の見込みがなくなったものというものになっておりますし、収入未済額につきましては、事業不振により業者から現在収入ができていない状況となっております。また、例年、工事ヤードとして港湾施設用地を使用していただいていたのですが、こちらが令和元年度は使用が少なかったものでございます。

○須貝委員

それでは次に、ガントリークレーンについてお聞きします。

ガントリークレーンの延命化対策事業費として、令和元年度に2億5,580万円が市債で計上されております。

これの総工事費は幾らで、その支出の内訳をお示してください。

○(産業港湾) 港湾整備課長

ガントリークレーンの総工事費についてですが、2か年分として3億3,900万円になっております。また、当該工事は2か年にわたり行われているものでございますけれども、令和元年度の工事費の決算額としては2億5,560万円となっております。令和2年度の工事費の支出額、決算見込額になりますが、8,429万5,200円を見込んでいます。

○須貝委員

これを単純に計算しますと、総工事費に対して令和元年度が75%、2年度が25%ぐらいの比率になるのですが、この理由というのは何でしょうか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

このたびの多目的荷役機械延命化対策工事の工事内容を簡単に説明させていただきますと、主要な電気装置でございますPLC、PC、インバータ及び電動機の機器更新、機械装置でありますオートステアリングセンサー及びスプレッターの機器更新、その他附属装置としてエンジン発電機の更新を行い、主要構造部でございます横行レールについては、老朽化の著しい部位の部品交換をする補修工事を行うものでございます。

平成30年度に実施しました多目的荷役機械健全度調査業務の結果を基に、電動機を除く経年劣化が著しいPLC等の電気装置の機器更新、エンジン発電機の更新及び主要構造部である横行レール乗継ぎ部の交換を早急に行う必要があると判断しましたので、1年目に集中して工事を実施することとしたものでございます。その結果、令和元年度と2年度の工事比率になったということでございます。

○須貝委員

それでは、令和元年度のガントリークレーンの稼働収益、手数料ですか、これをお答えください。

○(産業港湾) 港湾振興課長

令和元年度の荷役機械使用料につきましては、628万1,000円となっております。

○須貝委員

それでは、ガントリークレーンによるコンテナの取扱い個数の推移を知りたいのですが、経年で言われてもあれなので、この10年ぐらいのスパンを見て、特筆すべき傾向があればお聞かせいただきたいと思っております。

○(産業港湾) 港湾振興課長

ガントリークレーンによるコンテナの取扱い個数でございますが、コンテナの個数はTEUという単位で説明させていただきます。こちらは、ここ10年はおおむね1万3,000TEUから1万5,000TEUの間で取扱い個数が推移しておりました。ただ、平成30年になるのですが、ガントリークレーンが故障いたしまして、1万2,000TEUまで落ち込んだということでございます。

○須貝委員

私の心配とは違って、大体同じぐらいで10年間は推移しているということですね。

それで、今回ガントリークレーンの延命化対策事業が行われましたけれども、これによってどれくらい延命化されるのかお答えください。

○(産業港湾) 港湾整備課長

まず、他港の事例を踏まえて説明させていただきます。多目的荷役機械本体の主要構造部は鋼構造でできているものですから、本体の塗装補修や溶接補修など適切な維持管理が行われることによって、30年使用された実績がございます。

本港の多目的荷役機械は本年11月で設置後17年目を迎えますが、このたびの延命化対策工事により、耐用年数の短い電気装置、機械装置の機器更新や老朽化の著しい主要構造部分の補修がされることから、今後も適切な維持管理を継続することによりさらに13年程度使用が可能と考えているところでございます。

○須貝委員

この延命化に係る経費というのは、計上が令和2年度までですけれども、この2年で完了して、あとは通常のメンテナンスで13年行くという考えでよろしいですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

断言ができない部分はあるのですけれども、地震、津波等による自然災害によって被災した場合を除きまして、このたびの延命化対策工事の完成後も継続して定期的な保守点検業務や、必要に応じた補修などを適切に行うことにより、今後このような大規模な工事は発生しないものと考えているところです。

○須貝委員

小樽市のガントリークレーンの通称はキリンというふうに書いていましたけれども、このキリンの大きさといえますか、規模と能力についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

ガントリークレーンの大きさといえますか、規模、能力ということでございますけれども、ガントリークレーンの規模、能力を示すものとして、貨物船の船倉、ハッチの底ですが、そこからコンテナが取り付けられます最大の高さを全揚程といえますけれども、また、貨物船の端から岸壁の背後までの横方向にコンテナを移動させる全横行距離というものがございます。これらを数値的なもので示しますと、全揚程で35.0メートル、全横行距離で55.5メートルとなっております。

○須貝委員

近年のコンテナ船の大型化によって、ガントリークレーンの配備要望が多いと物には書いてあるものもあるのですけれども、小樽港においてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽港におきまして、ガントリークレーンの大型化の要望というものは今のところはお聞きしておりません。

○須貝委員

今、小樽港に入ってくるコンテナに対してちょうど問題なく作動しているということですね。

それでは、今年度、石狩湾新港で稼働した2号機というのがあるのですけれども、もし差し支えなければ、これの規模と能力といえますか、先ほどの大きさを比較したいのですが、お示しいただけますか。

○（総務）企画政策室高山主幹

先ほど、小樽港のガントリークレーンの能力で答弁がありました数値的な部分で申し上げますと、つり上げる高さ、全揚程で石狩湾新港の場合は36.5メートル、船から岸壁側に動かせる距離を示す全横行距離で申しますと、57.5メートルというふうになっております。

○須貝委員

この件については、また次の機会にお聞きしたいと思います。

いずれにしても、このガントリークレーンというのは、コンテナ埠頭には必須であると認識しています。小樽港の優位性を保つため、今後ともぜひ戦略的な姿勢に立った整備と補修をお願いしたいと思います。

次に、引き船についてお聞きします。

昨年竣工した引き船たていわ丸は、その容姿そのままに大活躍したなというふうには私は見えています。私も好きになりました。私の中では「がんちゃん」と呼ぶことにしました。

それで、このたていわ丸の基本スペックについてお聞きしたいのですけれども、お答えください。

○（産業港湾）港湾振興課長

たていわ丸の基本的なスペックについてお答え申し上げます。トン数につきましては196トン、全長、船の長さになりますが33.41メートル、それから馬力が4,000馬力、速力14ノット、曳航力につきましては、前進で62.3トン、

後進で51.3トンとなっております。

○須貝委員

すごく力が強くて小回りができる船だというふうに思います。

それで、このたていわ丸の評価についてはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

こちらの評価につきましては、現在使用している新港サービスに確認したところ、馬力があって非常に作業がしやすくなっているということと、小樽港の港内でも作業のしやすいサイズになっていると。あと、波にも強く石狩湾新港へ回航することも多いのですが、石狩湾新港へ行くのにもとてもよいと。

また、水先人の評価もよいというお話を聞いております。

○須貝委員

それでは、収益についてお聞きしたいと思います。

この収益と作業回数をお答えください。

○(産業港湾) 港湾振興課長

こちらの手数料収入につきましては、引き船の使用料収入は8,790万3,000円、作業回数は503回となっております。

○須貝委員

これは、小樽港と石狩湾新港に行っているということですが、もし可能であれば小樽港と石狩湾新港の作業回数と収益と伺いますか、それをお聞かせいただけますか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

それでは、小樽港と石狩湾新港に分けて説明いたします。

小樽港での利用につきましては、回数が302回、利用料は3,819万6,000円、石狩湾新港へのことになりますが、こちらは201回、これは回航の回数も含めておりますが、4,970万7,000円となっております。

○須貝委員

経常費が3億3,000万円で、自分できちんと稼いでいるなという感じがしています。ただ、コロナ禍によって肝腎の大型クルーズ船の寄港がゼロになりましたので、活躍の機会を大いに失っていると、非常に心配ではあります。今後とも、ぜひ注目してまいりたいと考えています。

この項最後に、貨物誘致・拡大事業についてお聞きします。

港湾振興課として、貨物誘致・拡大事業に関して企業訪問、小樽港貿易振興懇親会、セミナー等を開催されたとありますけれども、それぞれ何回くらいされたのか。それと、これ以外にも事例がありましたらお聞かせください。

○(産業港湾) 港湾振興課長

港湾振興課として貨物誘致の事業として行っているものといたしましては、小樽港の利用促進の事業というものを行っておりまして、こちらは小樽港貿易振興協議会というところで官民連携して行っているものでございます。この中で、貨物誘致・拡大事業として行っているものといたしましては、まず、小樽港のセミナーは、令和元年度は東京と札幌で1回ずつ計2回行っております。また、これに伴って懇親会も東京と札幌で1回ずつ計2回行っております。

企業訪問につきましては、3回で、企業数が15社に訪問を行っております。また、このほか、対岸貿易の促進事業といたしまして海外へ訪問するなどしております、こちらは1回9社へ企業訪問しているところでございます。

○須貝委員

本当は、成功例を御披露いただきたいと思ったのですが、カウントできないということも聞きましたので、また後日お話しさせていただきたいと思います。

私は、これを見れば見るほど、やはり近年の石狩湾新港の台頭によって、小樽港の優位性がどんどん失われてい

るという危惧を大いに感じています。小樽港は昔もそうですし、今もこれからも経済のエンジンであると確信していますので、ぜひ今後も戦略的な視点を持って港湾の整備をよろしくお願いします。

◎青果物卸売市場事業特別会計について

最後に、青果物卸売市場事業特別会計についてお聞きしたいと思います。

昨年、視察させていただきまして現状を目の当たりにして、俄然、興味を抱きました。卸売市場というのは、産地と実務者をつなぐ生鮮食料の流通機関インフラとして、その役割は大変重要であると認識しています。しかし、近年のこの卸売市場の経由率の低さや本市の人口減少による消費力の低下、さらにはコロナ禍による飲食店の消費低下とダブルパンチ、トリプルパンチの状況であると認識しています。

今後の方向性については、後日また改めて取り上げるとは思いますけれども、本日は決算及び経営について、お聞きしたいと思います。

まず、歳入ですが、歳入における金額と内訳、それと、それぞれの構成比についてお示してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

令和元年度の歳入における金額と構成比ということですが、歳入総額は4,052万6,645円となっております。これの内訳ですが、一つ目は使用料、手数料ということで1,027万4,015円、これが歳入総額の25.4%となっております。

2番目は、一般会計繰入金ということで1,879万6,568円ということで、構成比は46.4%となっております。

3番目として、諸収入ということで1,145万6,062円となっております、構成比としては28.2%となっております。

○須貝委員

一般会計からの繰入れに大きく依存していると思いますけれども、この諸収入の28.2%ですが、ここの内訳をお示しいただけますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

御質問は、諸収入の内訳ということですが、これは二つ歳入の種類がございまして、一つ目は、共用維持費負担金収入ということで、こちらは市場で使用している電気、ガス、水道料金についてですが、こちらは市が一旦全額お支払いするのですが、市場を使用している卸売業者、仲卸業者などからそれぞれ相応の負担分ということで、費用を徴収しておりまして、こちらが総額1,120万7,710円となっております。

もう一つは、借地料負担金収入といたしまして、市場の土地の中では国から土地を一部借りているところがございまして、その借りている中の一部に業者が使用している建物がございまして、その土地の使用料として応分を負担してもらっております。金額にして24万8,352円となっております。

○須貝委員

問題にしたいのは、卸売市場使用料のところですが、市場の手数料と、それから減免されていると思うのですが、この減免の金額についてお示してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

減免の金額ですが、令和元年度は847万9,673円となっております。

○須貝委員

市場の手数料というのが、取扱高に0.4%掛けたもので、約940万円。減免料金が約850万円というところですが、この背景と、それから、これはいつまで減免する予定なのかについてお話しいただけますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

減免ですが、卸売市場使用料ということで、これは卸売業者から徴収している料金でございます。卸売業者は、平成17年9月5日に丸果札幌青果株式会社というところが親会社となって親会社から支援を受けて経営再建

を目指すことになりました。

その中では、市も市場を開設し続けることが重要であると考えまして、支援として17年度から減免を開始しました。減免につきましては、17年度から今まで続けているということですが、いつまで続くのかという部分ですが、卸売業者からは毎年、事業報告書が提出されておまして、主要事業報告書の中身、経営再建の具合だとか、そういうものをトータルで見ながら、支援の継続について、都度、考えてまいりたいと思っております。

○須貝委員

それでは、今回、定温庫冷蔵設備が更新されたということで、これの総事業費、それから年度ごとの内訳についてお答えください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

定温庫冷蔵設備更新事業費ですけれども、総事業費は2,777万2,800円となっております。これは令和元年12月から9年11月までが事業期間でございまして、各年度の支出額は、元年度が115万7,200円、2年度から8年度までは、各年度347万1,600円、9年度は231万4,400円ということになってございます。

○須貝委員

いずれにせよ、月換算すると一緒なのかもしれませんが、この令和2年度以降は償還額が大きくなるという感じだと思います。

それでは、この定温庫ですが、いろいろ調べますと、現代の青果物を最良の状態で扱うためには、この定温庫というのは必要だろうと理解します。

それで、これは今回、前のものに比べて大型化したのか、さらには大型化することによって消費電力みたいなのが増えることが懸念されるのですけれども、そこについてはいかがでしょう。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

今、大型化したかということですが、今回は建物そのものや各冷蔵室は従前のままで冷蔵設備を更新したということになっております。令和元年12月に更新したのですが、従来の設備よりも省電力設計となっております。使用電力量については従前に比べて35%程度少なくなっているような状況でございます。

○須貝委員

一つ心配なのが、停電に備えた自家発電というところでございますけれども、機能はお持ちですか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

停電に備えた自家発電機能というのは持っておりません。

○須貝委員

一昨年、ブラックアウトを経験していますので非常に心配ですが、それでは、自前の電力の供給、例えば太陽光発電を場内でやるとか、そういうことの検討というのはされていますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

今のところ検討等はしていないのですけれども、生鮮食料品を取り扱っております、特に夏場は停電によって商品が傷むおそれがあるため、卸売業者や仲卸業者などと、どのぐらいの電力を確保すればいいのかとか、導入の可否についても併せて共同で調べてまいりたいと考えております。

○須貝委員

あと、PCBの処理費として8万1,000円が計上されています。これは、どの部分で工事が完了したと考えてよろしいですか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

PCBの処理費については、市場棟の2階に管理事務所があるのですけれども、その横の休憩室で照明器具安定器の調査をしたところ、2個、安定器にPCBを使っているというのが分かりまして、こちらについては、業者に

処理、処分を委託しておりますので完了してございます。

○須貝委員

それでは、最後に市場の推移といいますか、それをお聞きしたいと思います。

取扱い金額、それから数量、仲卸業者の数を令和元年度と10年前の平成20年度と比べてどれぐらい増減があったのか、お示しいただけますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

令和元年度と平成20年度で、取扱い金額、数量、仲卸業者の増減ということですが、20年度を100%として答えさせていただきます。取扱い金額については、20年度が31億807万6,000円に対して、令和元年度は23億5,546万5,000円となりまして、平成20年度比75.8%となっております。24.2%の減少となっております。

数量については、20年度が1万4,281トン、令和元年度が1万140トンとなっております。71%の取扱量となっておりまして、平成20年度では29%減少となっております。

仲卸業者の数ですが、20年度が12業者ありましたが、令和元年度は9業者となっております。平成20年度比75%、率にして25%減少ということになってございます。

○須貝委員

それでは、この市場の中に広域の大手業者と言っていいのかどうか分かりませんが、例えば、生活協同組合コープさっぽろや、イオン北海道株式会社などの参加はされていますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

こちらの大型店につきましては、取引に、直接セリには参加していないのですが、生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、ホクレン商事などにつきましては、当市場の仲卸業者を通じて量の多少はありますが、本市場から青果物の取引があるというふうになってございます。

○須貝委員

それでは、理解としては、その仲卸を通じてですが、この域内の流通、小樽市内だけの流通分と考えてよろしいのですか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

確実ではないのですが、一応、商業権が小樽後志圏ということになってございますので、小樽市内の流通量というふうを考えて、ほぼ大丈夫かと思っております。

○須貝委員

これまで年々、市場がだんだん縮小してきている。それで、私がこれを聞いたのは、例えば私は公設水産地方卸売市場にも行っていますけれども、あそこですと、小樽市外の加工場だとかに魚を持っていくとか、それからイオン北海道株式会社が小樽で買い付けて、全道のほかのスーパーに出すとかということをやっているんで、小樽市としての市場の縮小以上には、まだ頑張れる機会があるのですが、この青果物に関しては、あくまでもこの域内の生鮮物の流通ということの理解でよろしいですか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

委員がおっしゃるとおり、そのような理解で、小樽市内と後志という中で理解していただければと思います。

○須貝委員

やはり人口が減少して、売れないから荷が集まらない、荷が集まらないから売れないという、この負のスパイラルに陥って、私はこの市場が小さくなったり、プレイヤーの数が減少するのが非常に心配であります。大事なセクションですので、今後も注視してまいりたいと思いますので、ぜひとも市民の食の安全のためによろしく願います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。
この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
公明党に移します。

○横尾委員

◎収支改善プランについて

まず、収支改善プランについてお伺いするのですが、その前に、平成30年度決算説明書の内容についてお聞きいたします。

財政についてですが、人口減少の影響などにより地方交付税等の一般財源の減少が見込まれると30年度の決算説明書に記載されていましたが、令和元年度の決算説明書では、今後も人口減少の影響などにより、市税や地方交付税等の一般財源収入に大きな伸びが期待できないと表現が変えられておりました。この一般財源に関する違いはどのようなことが要因になっているのか、お答えください。

○（財政）尾作主幹

平成30年度と令和元年度の表現を比べますと、どちらも人口減少の影響によって市税の納税義務者数の減や実質的な交付税の減収が見込まれるものの、元年度におきましては固定資産税・都市計画税の調定額や収納率の増などの明るい要素もあることから、単に減少という表現にはしなかったものです。

○横尾委員

人口減少が見えている中で、明るい要素で変わることはあるということが分かりました。

そこで、また一つ聞きたいのですが、本日付の広報おたるに載っていたのですが、市税や地方譲与税・交付金の増額が見込まれるものの、地方交付税の算定ではそれらが減額要素になることもあり、一般財源収入に大きな伸びは期待できないと書かれておりました。この仕組みの中で、小樽市において歳入を増やす方法は、実際にはどのようなものが想定されているのか。また、一定額以上の市税だとか、それとも地方交付税の減額要素にならないものがあるのか、そういった内容でお示しください。

○（財政）尾作主幹

地方交付税と市税の関係でございますけれども、市税の収入がもし伸びた場合としまして、その75%は地方交付税を算定する際に基準財政収入額に算定されますので、残り25%が実際増えた分の本当の後で使うことができる財源という形になります。

それ以外の収入につきましては、収支改善プランの中で歳入増における取組としまして、例えば、ふるさと納税の推進による寄附金収入の増ですとか、今後になりますけれども、観光税ですとか、ネーミングライツの導入、クラウドファンディングなどを掲載しておまして、そちらの歳入増の取組を見込むものであります。

○横尾委員

この25%が施策だとかに使えるような金額の増が見込まれるということで確認させていただきました。

そこで、一般論ですけれども、自治体にお金がないというお話をよく聞きますが、これは政策的経費に充当する

一般財源が足りないということを言うようですけれども、この決算時点でよろしいのですが、小樽市の状態はこのように同じような状況なのでしょうか、分かりやすくお示してください。

○（財政）尾作主幹

ある事業を実施するためには、国や道からの補助金が特定財源として充当できるものもありますけれども、例えば市で独自に事業、施策を打っていきたいというふうになった場合には、一定程度の一般財源、家庭で申しますと財布の中に現金が必要になってきます。その現金がない場合には、建設事業などですと市債という形でローンを組むこともできるのですけれども、それは翌年度から元金と利子を毎年度償還する必要があるとございます。交付税措置のない部分につきましては、現金で賄っていかなければなりません。

そのような、今、委員もおっしゃいました政策的な事業の実施と、あと、後年度の支払い、また不測の事態が生じた際に必要な事業を進めるための一般財源をプランに掲げた収支改善の取組を進めることで、効果を積み上げて確保していく必要があると考えております。

○横尾委員

そこで収支改善プランですけれども、確認になるのですが、この収支改善プランは黒字化と、財政調整基金を増額させることが目的というふうに、目指しているということなので、当面は政策的経費を増やす云々よりも、そういった黒字にさせて財政調整基金を増額させるということが、この収支改善プランはそのためのものだという認識でよろしいでしょうか。

○（財政）尾作主幹

収支改善プランでは、7年間の収支見通しを見込んで、その計画期間中に目標としています、今、委員がおっしゃいました収支改善取組後の収支の黒字化と財政調整基金の確保を図るために、必要な効果額を36億円程度と見込んでおりますので、様々な収支改善に向けた歳入や歳出の取組によりまして、これが現時点における必要額と考えております。

○横尾委員

私も何となくイメージができてきましたが、経常費というのが経常的経費で、過去の政策決定のランニングコストだと言われています。これは、削減していければ、なかなか固定されているのではというのに分かりますけれども、今はやはり政策経費も全体的には削減をしていかなければならないというような形で目標が出されているのかと、示されているのかと思います。

このことをしっかりと原課の職員まで浸透されているのかどうかということと、この政策的経費もスクラップ・アンド・ビルドでというお話が書いてありますけれども、そうではなくてビルド・アンド・スクラップのほうが分かりやすいし、取り組みやすいというような声も上がっているとか、そういったものはなかったでしょうか。

○（財政）尾作主幹

まず、本市の収支改善の取組につきましては、財政部が大きな声を上げるだけで実現できるものではありませんので、実現に向けては各職場で事業を遂行している職員一人一人の理解と協力が不可欠だと考えておりますので、そういう意識を持ちながら今後も進めていきたいと考えております。

○横尾委員

しっかりと共有も、これからもまださらに必要だというお話かと思いますが。ちなみに、例えば決算とか、予算を削減して出た結果が決算だと思うのですが、例えば自分たちが削減した経費がどこに充たっているかというのは、原部や原課では分かるような状況にはなっていないという形で、全体的なものに充たったので、はっきりしたものは原部、原課では感じられないような状況であるということ認識してよろしいのか、お聞きしたいと思います。

○（財政）尾作主幹

例えば、ある課である事業を行いまして、それに対して事業の見直しをして削減を例えば50万円しましたといっ

たときに、その50万円は一般財源であれば、他の課の事業の実施などに使われているということになりまして、それがどこに充てられているのかというのは、削減した課でははっきりとは分かっていない状況だと思います。

○横尾委員

なかなか削減できない部分は、実際にそういった仕組みだとか、今はそういう状況ではないということが理解できないと、なかなかつかみづらいのかと思っています。

今、それこそ政策的経費が削減の基本的な方向で、スクラップ・アンド・ビルドを繰り返しながらやっていくということですが、なかなか実際に、基本的には7年で収支を改善するといった中で、この後、続いていく中で、やはり政策を立案したことがないというような職員も出てくるのではないかと、その方たちが中堅職員だとか、管理職になっていくということに、私もやはり少し危機感を抱いております。

例えば、収支改善に向けた取組にもありますが、クラウドファンディングはありますけれども、クラウドファンディングをみんなの課でやるわけではないので、どこでやっているのかとか、どこでやったことがあるのかと、そういう経験があるかというようなことを情報の共有、横の連携が必要ですが、そういった縦割りの組織の中に横車を刺せるのは、やはり財政部門とか、企画部門かと思うのです。

高橋克幸議員も言うておりましたが、やはり職員への職場での研修、私は職場研修だとかを活用して、財政課の方が出向いて原課の内容に、実情に合わせた財政面について、現状を分かりやすく具体的に説明して、財政に対する考え方を共有するような取組を進めていただきたいと思っております。

◎地域包括支援センターについて

続きまして、地域包括支援センターの質問をさせていただきたいと思っております。

今、小樽市では第2次都市計画マスタープランができました。地域公共交通網形成計画が策定されまして、これから立地適正化計画の策定も検討されるというふうになっていると思うのですが、日常生活の中で無理なく健康づくりを実行できるまちづくりというのをどのように進めていくかというのも重要な問題になってくるのかというふうに思っております。

特に高齢化率の高い小樽市においては、地域包括ケアシステムの構築、深化も重要な取組になるのかと思っております。

そこでお聞きするのですが、地域包括支援センターはその中核的な機関となると思いますが、どのような目的の施設なのか、お示してください。

○（医療保険）介護保険課長

地域包括支援センターは、介護保険で規定された住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であります。主な業務内容は、原則65歳以上の方を対象に、地域の高齢者の各種相談を幅広く受け付ける総合相談支援業務、虐待防止など高齢者が尊厳ある人生を送れるよう支援を行う権利擁護業務、関係機関との連携や地域のケアマネジャーの支援などを行う包括的継続的マネジメント支援業務、介護予防及び日常生活のために必要な援助を行う介護予防ケアマネジメント業務などです。

○横尾委員

それでは、この事業の令和元年度の委託料についてお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

委託料につきましては、1億3,900万円となっております。

○横尾委員

それでは、小樽市内の設置状況をお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険事業計画におきまして、市内を東南部、南部、中部、北西部の四つの圏域に分けてございます。それぞれに地域包括支援センターを設けておりますので、4か所となります。

○横尾委員

この1億3,900万円の委託料ですけれども、この四つの地域包括支援センターを運営する事業者には払われていると思うのですが、この委託料は担当する地域の広さだとか、対象となる人だとか、そういったものに影響して変わるのでしょいか、お答えください。

○（医療保険）介護保険課長

人口等の影響は受けず、それぞれの地域包括支援センターに対して1か所当たり3,475万円ということで、その4か所分ということでお支払いをしております。

○横尾委員

例えばその地域だけが高齢者の方が多くて業務がすごく多いとか、そういったことは考えられないのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

この四つの圏域のうち、第1号被保険者、65歳以上の方ですが、少ないところで約9,800人、多いところで約1万3,000人となっております。若干の地域差がありますけれども、同じ金額で委託をしております。

○横尾委員

そういう差はあるということで、必要とする人の差もあるのかというふうに思います。

次に、この委託料の支払いは毎月なのか、四半期ごとなのか、いろいろあると思うのですが、その際には業務の報告書などで委託業務の確認を行うと思うのですが、この報告書はどのようなタイミングで提出されて、どのような内容の報告になるのかお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

各地域包括支援センターからは、毎月、報告書の提出をいただいております。その内容につきましては、介護予防支援事業の実績、総合相談支援の内容と経過、地域ケア会議等いろいろな会議を行っておりますが、その会議の開催状況と内容報告、認知症サポーター養成講座の実施報告等を報告としていただいております。

○横尾委員

このような中で、例えば困った事例だとか、そういった相談というような事例の報告みたいなものはないのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

高齢者の虐待ですとか、様々な相談業務に関わるものが報告として上がってきておりますので、困難事例も含めて報告がされているところであります。

○横尾委員

では、この地域包括支援センターと市の関係ですけれども、地域包括支援センターからの報告を受けて市はその内容をどのように確認、検証、対応していますか。

○（医療保険）介護保険課長

これは、報告書の中にそれぞれ懸案事項を書かれておりますけれども、それぞれ発生した段階で可能な限り随時の対応や助言に努めてきております。そういうことで、報告が上がってきたその報告に基づいて対応するというのではなくて、その都度、何か困難事例等が発生しましたら市に連絡がございますので、その中で対応に当たっております。

○横尾委員

それが抜けていて、この報告で報告したのだけれどもというようなことはないということでしょうか。

○(医療保険)介護保険課長

この報告だけではなくて、各地域包括支援センターの管理者と毎月打合せをしておりますので、その中で出てきた課題等についても、なるべく早く対応できるように努めてきております。

具体的な例では、高齢者虐待のマニュアルの更新をしてもらいたいというお話がありましたので、今も準備を進めているところであります。

○横尾委員

報告はそれでして、その連絡がなかったということはないのでしょうか。

○(医療保険)介護保険課長

特にそのような事例はございません。

○横尾委員

最後の質問ですけれども、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症が発生しまして、2月28日には北海道で緊急事態宣言が発出されましたが、この2月と3月の報告の内容、相談内容だとかがあると思うのですけれども、新型コロナウイルス感染症に関して、そういった高齢者への影響が読み取れるようなものはありましたか。もし数字とかが分かれば、具体的に前年度同時期などとの比較でいいのでお示してください。

○(医療保険)介護保険課長

報告書の中では、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への利用者、それから職員の不安の訴えですとか、サービスの利用の問合せ、それらが増加していること、施設の面会制限などの対応について相談があるというようなことで報告がなされております。

これは2月以降に新型コロナウイルス感染症の関係の記述が出てきております。その前は新型インフルエンザとかでしたが、そのような状況となっております。

○横尾委員

小樽市は75歳以上の人口が増加していきまして、人口は全体的には減少しているということで、この規模の都市ではある意味最先端を進んでしまっているかと思えます。そんな中で、医療、介護、消防、住まい、生活支援を提供する体制を整えることはやはり大変なことかと、ほかのまちをまねしているだけでは、どんどん進んでしまうのかと思えますので、ぜひこの地域包括ケアシステムの深化に向けた取組の中でも、中核である地域包括支援センターの状況をしっかり把握しながら引き続き取り組んでいただきたいと思います。

○秋元委員

先日、福祉除雪について伺いましたけれども、私の質問の意図がうまく伝わっておりませんで、なかなかかみ合った議論ができませんでした。ただ、その中で小樽市が抱える課題というものについて感じる部分がありましたので、次の定例会の中で改めて質問させていただきたいと思えます。

◎生活困窮者自立相談支援事業について

それでは、初めに生活困窮者自立相談支援事業費約1,700万円の事業内容と事業費の内訳について伺いたいと思えます。

○(福祉)生活サポートセンター所長

生活困窮者自立相談支援事業費の事業内容と内訳につきましては、まず、事務補助職員に係る人件費189万7,976円、それから、生活サポートセンター運営に係る事務費、光熱水費等の管理経費63万4,978円、それから、相談者が抱える課題を把握し、解決につながる制度の紹介やその手続の補助、関係機関との連携調整や支援の実施状況の確認など、生活上の課題解決に向けた支援を行う相談支援事業及び就労就職活動に関する支援を行う就労支援事業に係る委託料1,500万円、合わせて1,753万2,954円となっております。

○秋元委員

それで、この事業は一部直営と委託により事業を実施されていると思うのですが、その理由について伺いたいと思います。

○（福祉）生活サポートセンター所長

生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業を実施するに当たりまして、その体制を検討する中で直営での職員配置が困難であったこと、それから、全部委託につきましては、運営実績のある事業者が市内にいなかったことから直営と委託の共同方式で実施することになったものです。

○秋元委員

それで、令和元年度の相談者数と相談体制についてはどのようになっていますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

令和元年度の新規相談数は227件となっております。

また、相談体制につきましては、福祉部に所属する所長1名、主任相談支援員1名、事務補助1名のほか、相談支援員2名、就労支援員1名、就労準備支援員1名は委託先から配置され、合わせて7名の体制で運営しているところです。

○秋元委員

それで、事務執行状況説明書では、新規相談数と終結数というふうに記載されておりますけれども、終結数というのはどういうことなのか、説明いただけますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

終結数につきましては、この制度の中で御相談をいただいた方、相談の主な訴えに関する内容について、一定程度解決が見られたもの、その他、必要な制度におつなぎして生活サポートセンターとしての支援を行うものがなかったものなどになっております。

○秋元委員

厚生労働省のホームページでは、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行いますと記載がありまして、当然、小樽市も同様の考えで事業を進めていることと思うのですが、寄り添うというのは具体的にどのようなことを言っているのか、これについても説明をお願いいたします。

○（福祉）生活サポートセンター所長

この制度を利用される相談者は、個人または家庭の中で一つだけでなく複合的な課題を抱えていることもあることから、その課題解決に向けた直接的な支援だけでなく、継続的に関わり続ける中で、その都度、柔軟な支援を行うなど、それぞれの御事情に応じて相談者と一緒に解決に向けて取り組んでいく支援、そういったものを実施しているところです。

○秋元委員

それで、先ほど答弁いただいたのですが、終結数の中の解決につながった方、また、ほかの支援につなげた方というふうにお答えがありましたが、実際に令和元年度の中で解決に結びついたというような数字がもし分かれば、また、他の支援につなげた数字ですか、その方々の人数がもし分かればお答えいただけますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

終結件数は、事務執行状況で255件と報告しているところですが、この中で就労以外で問題解決に至った方については114件、就労された方が23件、その他の支援機関等につないだ方が29件、それから生活保護に至った方が36件、その他の支援が不要になった方ですとか、途中で何らかの事情で連絡が取れなくなった方が合わせて53件となっております。

○秋元委員

相談される方について、今御説明がありましたけれども、いろいろな問題や課題を抱えている方がいらっしゃると思うのですが、その相談者の方々の改善状況について、市としての認識はどのようなものでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

先ほどもお答えしましたとおり、相談者については、それぞれの御事情の中で複合的な課題を抱えられていることが多いことから、何かの制度につなげて、即解決となる相談ばかりではなく、時間を要する方も大変多くいらっしゃいます。

ただ、こちらに相談に来ていただいたことで、そのことは一つずつ、少しずつ解決に結びつけられているというふうに考えています。

○秋元委員

それで、自立相談支援事業から次の支援につなげるための課題というのは、どのようなものがあると思っておりますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

自立相談支援事業におきましては、困窮状態にある相談者の課題に応じて包括的、かつ継続的に支援を実施するもので、相談をお伺いする中で必要に応じて就労支援や就労準備支援事業、ほかの福祉の制度などを活用して課題の解決に取り組んでいくものでありますけれども、そこから支援につなげていくための課題としましては、例えば生計を維持していく上で、生活保護の相談をせざるを得ない方がそれを望まない場合にどのような対応をすればよいかといった、課題の解決につながる制度につなげていくことができない、いわゆる制度のはざまにいる方への支援が課題になると考えております。

○秋元委員

なかなか難しい事業だと感じておまして、引き続き、ぜひ自立の支援のために尽力していただければと思っております。

◎生活困窮者就労準備支援事業について

続きまして、生活困窮者就労準備支援事業費600万円についてですけれども、この事業についても、事業費の内訳と事業内容について、説明していただけますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

生活困窮者就労準備支援事業費600万円の内訳につきましては、全て委託料となっております。この事業の内容につきましては、社会との関わりに不安がある、他の方とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な方を対象に、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けて必要な支援を行う事業です。

プログラムの内容につきましては、働く上で役に立つ知識や技術を身に着けるためのセミナー、それから、定期的な外出機会をつくり、その中でコミュニケーション能力等を身に着けていくためのレクリエーション、あとは会社見学や実習といった就労体験等を行っているところです。

○秋元委員

事務執行状況説明書では、就労準備支援事業に参加された方が延べ375人と記載されていますが、参加者の実数については分かりますでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

令和元年度の参加者の実数につきましては、12名となっております。

○秋元委員

意外に少ないのだなと感じたのですが、説明書の中では、就労準備支援事業の実施日数が163日ということでした

けれども、この状況は、その12名の方々がどのような状況で参加されているのでしょうか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

この参加状況につきましては、毎月、定例的に行っておりますプログラムのほか、それぞれの支援をする方の状況に応じて、随時、面談や同行訪問など、そういったことも行っていく中での163回ということになっております。

○秋元委員

この事業の小樽市の仕様書を見させていただいたのですが、事業の目的に、生活リズムが崩れているなどの理由によりということがありまして、当然、この相談者の中にも、このように生活リズムが崩れているような方もいらっしゃると思うのですが、そういう方々に対する支援というのは、どのようにされていますか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

生活リズムが崩れている方に対する支援につきましては、先ほど申し上げたように、例えばレクリエーションですとか、そういったものを決まった時期に行う、決まった曜日、決まった日時に行うというところに参加していただくというところから始めて、徐々に生活リズムを整えるきっかけをつくっていくというふうになっております。

○秋元委員

もし分かればいいのですが、横浜市などだと、この生活リズムが崩れている方のための事業として、例えば、毎日決められた施設に通い、そこで講習なり支援を受けるということをされているようです。先ほど言ったとおり、生活リズムが崩れているということで、例えば朝がなかなか起きられないというような方に対して、何時にしっかりとその施設に通ってくるというようなことで生活リズムをつくっていくというようなことをされている自治体があるのですが、この事業内容というのは、各自自治体で決められるものなのですか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

事業の内容につきましては、一定程度、地域の実情、それから、相談者の実態に応じて定められることになっております。

○秋元委員

それで、年度内で事業の目的が達成できない方、また、就労準備が整っていると云えない方については、次年度、継続的に事業に参加する、参加できるということでもよろしいですか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

就労準備支援事業の実施期間は、原則1年以内とされておりますが、事業の目的が達成できない方、それから就労に向けた準備が整っていない方につきましては、引き続き、就労準備支援事業で支援を実施していくことが可能となっております。

○秋元委員

そこで、就労支援では、生活困窮者を就労に向けた困難度別に分けているというふうに厚生労働省のホームページにあったのですが、その困難度別の状況、例えば人数などについて、分かりましたら説明いただけますか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

相談に来られた方につきましては、就労に限らず様々な課題を抱えていることが多く、それぞれの状況に応じた支援を実施することから、就労支援に関する困難度別には分類しておりません。

○秋元委員

◎被保護者就労準備支援事業について

それでは次に、小樽市生活困窮者就労準備支援事業に併せて、生活保護者を対象にした被保護者就労準備支援事業を実施していると思っておりますけれども、事業を利用している被保護者の人数と効果について説明してください。

○(福祉)生活支援第2課長

生活保護受給者でこの事業に参加している方は、昨年8月から1名、昨年12月から1名で、現在2名となっております。

ります。

○秋元委員

それでは、生活保護受給者にあつては、この事業への参加を希望する方となっていますけれども、原課としてどのように制度の周知をされているのか。また、就労に結びついた人数が分かりましたらお答えいただきたいと思ひます。

○（福祉）生活支援第2課長

この事業につきましては、ケースワーカーが、この方はこれに乗せたほうがいいのではないかと、あと就業指導員、自立支援員の方がそれぞれ担当している方を見まして、この事業のほうがいいのではないかと思ひ方について推薦して、本人が見学をして、本人の同意が得られましたら、それに申し込むということになっております。

そして、現在、この2名につきましては、まだ就労には至っておりません。

○秋元委員

先ほども述べたように、やはり非常に難しい事業だと思ひますけれども、法の目的にもありますように、生活に困窮された方々の自立また就労に結びつく、そういう事業を、事業の見直しなども含めながら、ぜひ行っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎ワンストップ窓口について

私からは、ワンストップ窓口について伺ひます。

令和元年10月31日の市長記者会見記録によりますと、市長は、例えば議会でよく話題になるワンストップ化などの行政課題を公共施設を再編することによって解決するという視点でもう一度向き合っていきたいと述べられております。確かに議会で話題になっていても、小樽市役所のワンストップ窓口の定義、考へている理想の姿というのですか、そういうものがいま一つ見えてこないものですから、今日は決算特別委員会ではありますけれども、確認をさせていただきたいと思ひて質問いたします。

まず、ワンストップ化については、本市の行政課題であるということはよろしいでしょうか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

行政課題の一つであるというふうに認識しております。

○佐々木委員

それでは、昨年度、本市の事業が関係するワンストップ窓口というのは、どのようなものがありますか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

ワンストップ窓口という表示と申ひますか、表記している部分についてですけれども、まず、企画政策室で担当しております移住相談ワンストップ窓口、それと建設部で担当しております空き家等に関するワンストップの相談窓口の二つは、部署としての表記をしております。

○佐々木委員

市のホームページで、ワンストップで検索かけたのです。そうすると、例えば、決算から少し外れますが、今年

度から子育て世代包括支援センター、それから、計画中のもので、第3期小樽市障害者計画の中に、ワンストップサービス相談窓口の整備、さらに、公共施設再編計画には保健所庁舎、生活サポートセンター、そして水道局の本庁舎、こういうところでワンストップサービスを目指すというお話が出ておりました。

こういうところで、たくさんあるのですけれども、本来、市役所の相談窓口などには、調べましたら、統合施設型、それから職員派遣型、スーパーマン型という類型があるのだそうです。それぞれの話だと、例えば統合施設型は、ワンストップというよりはワンフロアに関連窓口を統合する方法。それから、職員派遣型は、社員出張方式と呼ばれる方法で、窓口を一本化し、市民は動くことなく、職員がローテーションで入れ替わりして対応するという方法。それで、スーパーマン型は、同じ職員、1人の職員が最初から最後まで全て対応する本来の意味での総合窓口というような、ほかにもいろいろあるのでしょうかけれども、一応、類型とすると、こういうような方法があるのだそうです。

そこで本市は、昨年度、先ほど挙げていただいたもの、ワンストップ窓口及び現在、市の総合窓口がありますけれども、これらは、今挙げたようなものと言えば、どの類型に当てはまるのでしょうか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

先ほど、私から申し上げました、ワンストップ窓口としての移住の相談窓口、それと空き家対策については、今、委員の言われた三つの類型に当てはめると、同じ職員が全てを対応するというようなことでスーパーマン型というところに該当するかと考えております。

また、市の総合窓口、これは、いわゆる本庁舎別館の1階に戸籍から保険、そういうところの窓口のことでございますけれども、これについては、先ほど、委員が言われた中の三つのうちのワンフロアに関連窓口を集約するというので、統合施設型という類型に当てはまるものと考えております。

○佐々木委員

そういう大体二つの型に小樽市のもは当てはまるのではないかという御説明ですが、今のその形は、小樽市が進めている形というのは、市のワンストップ窓口の将来目指すその理想の形になっていると思われませんか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

市の総合窓口につきましては、今、統合型に当てはまるというふうに言いましたけれども、現在の市の庁舎の構造、それと、スペース的なもので、現状の統合型という関連する部署を集約して、来庁者の負担を限りなく軽減していくという方法を取っているものであります。他都市で行われておりますようなものも、先ほど委員が言われた職員派遣型みたいなものもあることは存じておりますけれども、現状の建物、そして、このスペースでいけば、今行っている統合型ということ、より効率化していくことが大事なことだというふうに考えております。

○佐々木委員

今後の目指す形は、きっとあるのだらうと思うのですけれども、ワンストップ化という行政課題、公共施設の再編とも絡めて、昨年度、庁内で議論、検討、調査、そういうのはされていきましたか。

また、されていれば、その内容について示してください。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

具体的に公共施設の再編と絡めてということではないのですけれども、組織改革という中で、窓口業務の利便性の向上についてということで、窓口業務を持っている部署の課長5名と私とで、どのような業務の改善ができるかですとか、どのような問題点があるかということについて、2回ほど議論といたしますか、会議をしております。

○佐々木委員

決算特別委員会なので、申し訳ないのですけれども、一つだけお願いをしておきたいのです。この件については、他市での先進例が数多くあります。私たちも、視察で伺った新潟県長岡市、それから岡山県朝来市は、新市庁舎を建てるときに、そういうワンストップサービスを形に表して、行政サービスの向上に努めているという例を見てき

ました。そういうところの数々ある例を、やはり今後、今2回ほどというお話でありましたが、今後、庁内議論を活発化していただいて、そういうことも含めた調査・検討を急いでいただきたいというふうに思います。

その上で、先ほど現状の庁舎では、お聞きすると、ベターな方法で行っているということだったと思うのですが、市の目指すベストなワンストップサービス、窓口について、やはり公共施設再編とともに、絡めて、必要などきにお示し願いたいというふうに、最後にお願いですでしょうか。

○(財政) 中津川主幹

将来の市本庁舎の建て替えを見据えての御質問かと思えます。

公共施設再編計画には、組織体制に関する詳細については示しておりませんが、ワンストップ窓口を導入することで、市民の利便性の向上や業務効率化が図られますので、本市が目指すワンストップ化をしっかりと庁内で検討いたしまして、基本構想や基本計画の段階から、それに合った新しい市本庁舎を視野に入れて検討してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

本当に、まずは形があるのではなくて、まずソフトの組織があって、どういうワンストップ窓口を目指すかがあった上での、それに沿った形ができていくというふうに思いますので、どうかその辺をよろしくお願いします。

○面野委員

◎子どもの学習・生活支援事業費について

子どもの学習・生活支援事業費からお伺いしていきたいと思えます。本市では、平成30年度に子どもの生活実態調査を実施しました。調査結果については、かなり深刻なものであったというふうに私も理解しております。そのような中、令和元年度の新規事業として、子どもの学習・生活支援事業が開始されました。事業内容としては、独り親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯の中学校1年生から中学校3年生を対象として、学習の支援や困り事相談に応じるなど生活支援を実施と示されておりますが、こちらの事業について伺ってきたいと思います。

まず、事業費がこども福祉課と生活サポートセンターに分かれていますが、こちらの理由についてお示してください。

○(福祉) こども福祉課長

本事業につきましては、児童扶養手当を受給する独り親世帯、あと、生活保護を受給しているなど、経済的に困りの世帯に属する生徒の学習支援や世帯の生活支援を行う事業でございます。独り親につきましては、北海道の補助、生活困窮分につきましては国の補助と、それぞれ補助メニューが異なることから、最終的に精算行為を行う際に、予算を分けておいたほうが精算がしやすいということで、それぞれ按分して予算を計上したものでございます。

○面野委員

ちなみに、事業の内容は一緒という理解でよろしいですか。

○(福祉) こども福祉課長

事業につきましては、毎週土曜日、勤労青少年ホームで行っているのですが、生徒を生活保護であるとか独り親世帯であるとか、そういうものは分けずに、一緒にやらせていただいております。

○面野委員

それから、事業対象者として、仕様書には、小樽市に住所を有する世帯、それから、加えて、ただいま課長からも御説明がありましたけれども、一定の状況に属する世帯が対象とされているようですが、こちらの対象世帯、対象者数など、市は把握しているのでしょうか。

○(福祉) 子ども福祉課長

先ほど申しあげました独り親世帯につきましては、子ども福祉課で把握してございます。あと、生活保護世帯につきましては、生活支援課で把握してございます。

それぞれ世帯と対象となり得る生徒の人数をお答えいたします。独り親世帯につきましては、398世帯で生徒が432名、こちらは平成31年4月時点の数字でございます。あと、生活保護世帯につきましては、104世帯で生徒が110名でございます。こちらについては、令和元年6月時点の数でございます。

○面野委員

こちらの支援を受けるために、やはり情報の周知が必要になってくるかと思うのですが、情報の周知はどういったような形で進めていたのか、御説明をお願いいたします。

○(福祉) 子ども福祉課長

昨年につきましては、独り親世帯につきましては、4月に予算、新年度が始まりまして、ゴールデンウィーク前の4月25、26日だったかと思うのですが、独り親世帯の対象となり得る世帯に児童扶養手当の証書をお送りする機会があったものですから、その際に、チラシを入れさせてもらいました。そのほか、広報やFMおたるなどでも、こういう事業をやるということを紹介させていただきました。

○面野委員

次に、参加者数について、仕様書には30名程度とするが、応募が見込み数を上回った場合は可能な限り追加受入れをすと示されておりますが、実際には、令和元年度の本事業に参加された人数というのは何名だったのか、お聞かせください。

○(福祉) 子ども福祉課長

昨年度、令和元年度末の登録者数で申し上げますと、30名でございました。

○面野委員

応募数の関係で、応募したけれども通らなかったとか、受けられなかったという例はあったのでしょうか。

○(福祉) 子ども福祉課長

私が把握している限りでは、皆さんお受けできたということでございます。

○面野委員

次に、業務に関して、主に学習支援ですとか4項目を挙げられているのですが、これらは業務委託によって事業が進められるものと理解しておりますが、事業が実施可能な企業や団体、組織というのはかなり限られて、限定的な業種に絞られるかと思うのですが、委託先を選定するに当たって必要な条件や実績など、どのような点に留意されて委託先を選定を行ったのか、お聞かせください。

○(福祉) 子ども福祉課長

本事業を実施するに当たりまして、まず、全国的にも貧困家庭の学習支援や学力の問題が大きく取り上げられておりました。本市といたしましても、世帯の経済格差が子供の学力の格差につながらないようにしたいということと、学力や学習意欲の向上によって、将来、生徒の進む選択肢が広がっていきだろうと、そういう部分に重きを置きまして、学習の支援に力を入れて支援したいということで考えました。

委託先を選定につきましては、学習支援と生活支援の両方を実施できる事業者に委託したいと考えまして、同様の事業を実施している道外を含んだ他都市のやり方などを参考に、プロポーザルを行って公募することとなったところでございます。

○面野委員

次に、本事業の仕様書には、実施報告書の提出が義務づけられております。令和元年度の報告書を概観的にお示しいただけますでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

事業者から年度末に提出された報告書の内容でございますけれども、まず、生徒2名から4名ぐらいに講師が1名つくような形で、学年ごとにどういう教材を使ったりして勉強を教えていったか。そのほかに、進路などのイベントですとか、特別授業などを行ったものですから、そういう授業の内容について。あと、授業序盤と後半に、参加生徒の理解度確認テストというテストを行ったものですから、要は、最初に通われた頃と年度末後半でどのぐらい成績が、学力がついたかということを確認するようなテストとその結果。あと、中学校3年生の進路状況、高校の受験結果などについて報告がございました。あと、総評として、成果とか課題点などが数点、挙げられたものでございます。

○面野委員

事業者との定例会議なども実施されていると伺っておりますけれども、先ほど御説明いただいた報告書ですとか、そういった定例会議などを通して、本事業の課題ですとか将来に向けた新たな支援策などのお考えがあれば、最後に御紹介していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

この事業につきましては、昨年度は初年度ということで、いろいろ手探りのところがございましたが、参加していただく生徒も増えて、生徒と講師とのコミュニケーションなども円滑に行われるようになったと考えています。

課題としては、まず、家庭学習の習慣化、塾には来ていただくけれども、家でなかなか勉強ができていないだとか、2月後半から新型コロナウイルス感染症の関係で、学校もそうですが、塾も少しお休みになったときにどういうふうに勉強していただくか、そういう部分が課題。あと、保護者との関係ですが、生徒が休まれるときの欠席連絡などをお願いしているのですけれども、なかなかそういうのをいただけない御家庭がある。あと、生徒は集合型の授業でやっているものですから、家庭環境や保護者と生徒との関係性など、なかなかそういうものが把握し切れないというところが課題としては挙げられているところです。

今後につきましては、学習支援もそうですけれども、生活支援という観点も当然ございますので、まずは世帯の状況把握というものは大切だと考えております。まだ新型コロナウイルス感染症の関係で、なかなかいろいろなイベントなどをやりづらい状況ではあるのですが、保護者との関わりとか、あと、私たちとしても、いろいろな情報の出し方とか、そういう部分は工夫してやっていきたいと考えております。

○面野委員

ぜひ、差し支えなければ現場もお見せいただいて、私も、どういう状況でこの事業が実施されているのかというのを拝見してみたいと思います。

また、貧困の連鎖というワードを最近よく耳にしますけれども、一つの要因としては、やはり、教育環境の格差という点をよく挙げられております。本事業を通して、教育格差の是正の一環として、継続して今後も続けていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎ニュースポーツ用具購入費について

それでは次に、ニュースポーツ用具購入費について、伺ってきたいと思います。

まず、ニュースポーツの用具を購入することになった経緯を説明してください。

○（生活環境）青少年課長

ニュースポーツ用具の購入の経緯でございますけれども、このニュースポーツは、ルールが比較的簡単で、誰でも気軽に楽しめるということを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称ということでございますが、新しい取組として、このニュースポーツを取り入れることによって、子供たちのコミュニケーション能力や体力の向上、こういったものが図られると考えることから、青少年課が行う子供の健全育成の行事の中で活用していこうということで導入した経緯がございます。

また、このニュースポーツを勤労青少年ホームの中で行うことによりまして、施設の利用促進にもつながるといふところも目的としております。

なお、この事業は、市長の子供たちに対する事業を充実させたいとの思いを受けて実施した事業の一つでございます。

○面野委員

令和元年度の新規事業ということで、当初予算にも計上されておりましたけれども、今回購入した用具と購入額についてお示しいただけますか。

○（生活環境）青少年課長

まず、購入した用具につきましては、フロアカーリング、スポーツガラッキー、キンボールの3種類でございます。各用具の購入額でございますけれども、フロアカーリングが18万6,000円、スポーツガラッキーが3万4,000円、キンボールが、これは専用のスコアボード等の附属品も含めての金額となりますが10万7,000円ということで、合計約32万7,000円となっております。

○面野委員

ただいま、フロアカーリング、スポーツガラッキー、キンボールの用具を購入されたということで御説明いただきましたけれども、これらを選んだ理由というのは、何かあるのでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

この種目を選んだ理由でございますけれども、レクリエーションとスポーツの中間として気軽にできるものということで選んでおりますが、フロアカーリングやスポーツガラッキーにつきましては、レクリエーションに近く、少人数でもできるという点。特にフロアカーリングは、冬季オリンピックでも話題になったカーリングを床の上で行うというもので、子供たちにとっても興味を持ちやすいのではないかとという点で選んでおります。

また、キンボールは、スポーツの要素が若干強く、人数も必要となりますけれども、前段の二つと違った観点の種目も設けようという意図と、国際大会も行われているという、ニュースポーツの中でも目立った種目であったという点で選んでおります。

○面野委員

私も動画サイトでこの種目を見ていたのですけれども、その動画でも、若い方から割と高齢者の方まで、みんななごんでというか、わいわいやっているなというイメージを抱いておりました。

それで次に、決算説明書の中に、新年子ども会やリーダー養成研修の内容充実のためというふうに示されていたのですが、令和元年度でニュースポーツ用具を活用した行事の実績についてお示してください。

○（生活環境）青少年課長

令和元年度の行事につきましては、まず5月と6月にジュニアリーダー養成研修で、フロアカーリングとスポーツガラッキーの競技内容を理解してもらうために、研修生である中学生・高校生に使用してもらい、8月に勤労青少年ホームの中で開催した小学生向けの子どもフェスティバルにおいて、この研修生の協力の下で、参加した小学生57名に体験していただきました。

また、キンボールにつきましては、12人の選手が必要となり、試合形式でなければなかなか活用の機会をつくれないものでございますけれども、昨年11月に青少年課と教育部生涯スポーツ課が連携しまして、小学校5、6年生を対象とした小樽ジュニアスポーツ研修会を開催した際に、そのプログラムとして実施したところ、10人に参加していただきまして、周知と普及の取組を行ったということでございます。

○面野委員

それで、このニュースポーツ用具の導入によって、どのような効果があったと見込んでおりますか。

○（生活環境）青少年課長

実際に、昨年度に活用できた機会は、それほど多いとは言えませんが、各研修会で活用したことで、研修メニューの幅が広がったと思いますし、また、子供たちにとっては、新たに手軽にできるスポーツを発見できたという意味で、今後、このニュースポーツ活動を行おうとする子供たち、そういった子供たちの体力の向上につながっていくと、こういった効果があったものと考えております。

○面野委員

ニュースポーツということで、私もあまり聞き慣れない言葉で、少し調べてみたのですが、特にフロアカーリングは、新得町で生まれたニュースポーツとして、この機会に私もニュースポーツという分野を注目したいと思っているのですが、先ほど、教育委員会と連携して実施したとお話もありましたが、やはり青少年もさることながら、生涯スポーツとしても導入の効果が期待できるのではないかとこのふうにも感じております。また、キンボールに関しては、国際大会なども実施されているということで、行く行くは大きな夢を抱いて、小樽市への大会誘致などということも可能性があるのではないかと感じておりますので、今後の取組に期待しております。

それから最後に、ニュースポーツ体験会ということで、昨年の報道で、市長が手本となって様々なスポーツを楽しんだという記事を拝見したのですが、体験会の様子ですか、ニュースポーツに対する感想があれば、市長から、もし御見解をいただければお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長

今、面野委員から、ニュースポーツについていろいろお尋ねがありましたけれども、私の狙いとしては、先ほど、子供の学習支援もそうですが、共通点は、勤労青少年ホームを使っているということです。私としては、あそこには未来創造高校の学生たちもしばしば顔を出されているということで、何とかあそこを、この勤労青少年ホームそのものは、公共施設再編計画の中にも盛り込まれていますけれども、当面は、そういった人たちが集まれるというか、居場所づくりみたいな形で展開したいと。そういう思いもあって、学習支援をしたり、ニュースポーツを取り入れて、多くの子供たちに、あるいは青少年たちに楽しんでもらいたい、そういう思いで取り入れていったものなのです。

2度ほどだったでしょうか、このニュースポーツを取り組むイベントなどに参加しましたがけれども、まだ周知が十分ではなくて、多くの皆さんにはまだ認知されていないと思うのですが、学校の授業など、それから地域のイベントなど、様々な形でこのニュースポーツに取り組んでいただいて、それぞれのコミュニケーションを深めていただく、あるいは、体力の増進に努めてもらおうと、そういう形で展開していければというふうに思っているところでございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時14分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、令和2年第3回定例会議案第8号ないし議案第21号について、不認定の立場で討論いた

します。

2019年度は、10月に消費税が8%から10%に引き上げられ、予想される経済悪化への対策として、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業が行われました。しかし、会計時に商品券を引き換えなくてはならないという、非課税世帯の利用者にとっては著しく自尊心を害するものでした。非課税世帯に限って言えば、商品券利用は半分にも届きませんでした。この事業がいかに市民の気持ちや生活に寄り添っていないものであったかを示しています。

石狩湾新港のガントリークレーンは、累積赤字が12億円を超え、北防波堤延伸は、荷役作業に影響がないにもかかわらず、1社のための工事が続けられ、このことに多額の市民の税金が使われています。

北海道新幹線札幌延伸工事は、重金属を含むトンネル残土の受入れについて、住民から反対の声が上がっています。年度末から出始めた新型コロナウイルス感染症の影響は、長期化する懸念があります。今までも赤字を続けてきた北海道新幹線延伸は、一旦立ち止まり、慎重に見直すべきです。

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の負担は重く、介護サービスの利用を我慢しているというお話を聞きました。払える保険料、生活を支える社会保障制度が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、人の移動が極端に減り、観光業、飲食業などが大打撃を受ける中、市内経済は苦しい状況に陥りました。医療の最前線に立つ病院は、医療従事者を守る資材の不足という事態に陥り、感染症病床確保の影響で減収となりながら、いまだ国の支援が遅れています。

影響は、水道事業、下水道事業両会計に及び減収となっていますが、単年度黒字を確保しています。新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響は深刻で、基本水量見直しや料金引下げの検討を引き続き求めます。

詳しくは、本会議で述べることにいたします。

以上、委員各位の賛同を呼びかけまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

令和2年第3回定例会議案第8号ないし議案第21号について、一括採決いたします。

いずれも認定と決定することに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、小貫副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。